平成２１年（フ）第４７１２号
大阪府東大阪市柏田東町13番16号
債務者　金　　貞子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７１３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目７番７―1101号
債務者　山形　祐紀
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０５号
大阪府羽曳野市野々上４丁目６番16号　野々上マンション301号室、前住所大阪市浪速区幸町３丁目７番５号　ベル・アーバニティ西難波602号
債務者　西牟田秀樹
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０４号
大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目７番18号　玉手山ハイツ104号室
債務者　奥村　一生
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
香川県観音寺市古川町146番地７
債務者　土井登志美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第３８号
新潟県胎内市高畑2821番地
債務者　佐藤　初枝
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６９号
新潟県新発田市中曽根町２丁目１番17号
債務者　鶴間　智美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第７０号
新潟県胎内市大川町８番27号
債務者　大沼　歌織
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第７１号
新潟県村上市南町２丁目４番12号
債務者　中束恵咲子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６５号
兵庫県西脇市野村町39番地の１　クレールⅡ103号
債務者　竹本　秀司
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２１４号
香川県木田郡三木町大字池戸3317番地１　ＹＫビル―311
債務者　的場　茂樹
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４９号
香川県観音寺市流岡町836番地１
債務者　香川　明美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第４６０９号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番４―312号
債務者　久禮　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７０５号
大阪府八尾市上之島町南４丁目11番地　クリスタル通り116号
債務者　菅　　一美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８号
鳥取県東伯郡北栄町江北53番地
債務者　山田　法子（旧姓牧田）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１５７号
北海道苫小牧市美園町４丁目27番４号　ブリリアント美園103号
債務者　小島　敏子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７３３号
仙台市泉区加茂２丁目82番地の２　県営加茂第二住宅第２―104
債務者　白石　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係